

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-169」を「別紙1-170」に改める。

第5条中「別紙1-169」を「別紙1-170」に改める。

第14条中「別紙1-169」を「別紙1-170」に改める。

別紙 1—2、別紙 1—4 から別紙 1—6、別紙 1—9、別紙 1—12、別紙 1—24、別紙 1—25、別紙 1—27、別紙 1—31、別紙 1—39、別紙 1—47、別紙 1—51、別紙 1—69、別紙 1—70、別紙 1—74、別紙 1—99、別紙 1—104 から別紙 1—107、別紙 1—114、別紙 1—115、別紙 1—119、別紙 1—121、別紙 1—123 から別紙 1—125、別紙 1—127 から別紙 1—130、別紙 1—132 から別紙 1—156、別紙 1—158 から別紙 1—169 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

滋賀県大津市上田上牧町	から
京都府城陽市寺田金尾	まで

(ロ) 延長

滋賀県大津市上田上牧町	から	25.1	キロメートル
京都府城陽市寺田金尾	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
滋賀県大津市上田上牧町 から 京都府城陽市寺田金尾 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県大津市上田上牧町 から 京都府城陽市寺田金尾 まで	120	25.1	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

(3.50メートル) (暫定4車線)
3.50メートル、3.75メートル 6車線

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
滋賀県大津市上田上牧町	から	(4車線)	(6車線)	(暫定4車線)
京都府城陽市寺田金尾	まで	6車線	6車線	6車線

(ト)路肩の標準幅員

滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	(1.75×2) 2.50×2	(3.50) 5.00	(1.75) 2.50	(1.25) 1.25	(3.00) 3.75	(暫定4車線) 6車線

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
滋賀県大津市上田上牧町	から	4.50	メートル(土工部)	
京都府城陽市寺田金尾	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ

(4)工事予算

837,673 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日 (暫定4車線供用)

令和 13 年 3 月 31 日 (6車線化完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

968, 551 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 922, 083 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

京都府八幡市美濃山荒坂	から
大阪府高槻市原	まで

(ロ) 延長

京都府八幡市美濃山荒坂	から	10.7	キロメートル
大阪府高槻市原	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
京都府八幡市美濃山荒坂 から 大阪府高槻市原 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2 級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府八幡市美濃山荒坂 から 大阪府高槻市原 まで	120	10.7	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
京都府八幡市美濃山荒坂	から	(4車線)	(6車線)	(暫定4車線)
大阪府高槻市原	まで	6車線	6車線	6車線

(ト)路肩の標準幅員

京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	(1.75×2) 2.50×2	(3.50) 5.00	(1.75) 2.50	(1.25) 1.25	(3.00) 3.75	(暫定4車線) 6車線

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
京都府八幡市美濃山荒坂	から	4.50	メートル(土工部)	
大阪府高槻市原	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号 (第二京坂道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4)工事予算

630,566 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日 (暫定4車線供用)

令和 13 年 3 月 31 日 (6車線化完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

704, 113 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 670, 594 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府高槻市原	から
大阪府箕面市下止々呂美	まで

(ロ) 延長

大阪府高槻市原	から	18.0	キロメートル
大阪府箕面市下止々呂美	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
大阪府高槻市原 から 大阪府箕面市下止々呂美 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2 級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府高槻市原 から 大阪府箕面市下止々呂美 まで	120	18.0	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府高槻市原 大阪府箕面市下止々呂美	から まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
大阪府高槻市原	4.50	メートル(土工部)
大阪府箕面市下止々呂美	4.50	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道 西宮線	大阪府高槻市 宮が谷	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木千提寺インターチェンジ
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ
一般国道423号 バイパス	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ

(4)工事予算

383,403 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日

平成 29 年 12 月 10 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 16 日 (一部完成)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

409, 582 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 403, 322 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府箕面市下止々呂美	から
兵庫県神戸市北区八多町	まで

(ロ) 延長

大阪府箕面市下止々呂美	から	22.6	キロメートル
兵庫県神戸市北区八多町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
大阪府箕面市下止々呂美 から 兵庫県神戸市北区八多町 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府箕面市下止々呂美 から 兵庫県神戸市北区八多町 まで	120	22.6	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
大阪府箕面市下止々呂美 兵庫県神戸市北区八多町	から まで 4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
大阪府箕面市下止々呂美	から	4.50	メートル(土工部)	
兵庫県神戸市北区八多町	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市 北区八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市 北区八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4)工事予算

384,946 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 29 年 12 月 10 日 (箕面とどろみIC～川西IC 供用開始)

平成 30 年 3 月 18 日 (川西IC～神戸JCT 供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

415,974 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 411,464 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線
(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

兵庫県たつの市新宮町角亀	から
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで

(ロ) 延長

兵庫県たつの市新宮町角亀	から	11.5	キロメートル
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
兵庫県たつの市新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市山崎町市場 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県たつの市新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市山崎町市場 まで	80	11.5	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
兵庫県たつの市新宮町角亀	から	2車線	4車線	用地買収については、 現地条件等を勘案した 上で、当面、暫定二車線 施工に必要となる用地を 取得するものとする。
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで			

(ト)路肩の標準幅員

兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.5メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
兵庫県たつの市新宮町角亀	から	メートル(土工部)	
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市 新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県宍粟市 山崎町市場	立体接続	宍粟ジャンクション

(4)工事予算

74,058 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 3 月 12 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

82, 141 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 81, 535 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線
(徳島県徳島市東沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

徳島県徳島市東沖洲	から
徳島県徳島市川内町富久	まで

(ロ) 延長

徳島県徳島市東沖洲	から	4.7	キロメートル
徳島県徳島市川内町富久	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
徳島県徳島市東沖洲 から 徳島県徳島市川内町富久 まで	第1種第2級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市東沖洲 から 徳島県徳島市川内町富久 まで	100	4.7	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
徳島県徳島市東沖洲	から	2車線	4車線	用地買収については、 現地条件等を勘案した 上で、当面、暫定二車線 施工に必要となる用地を 取得するものとする。
徳島県徳島市川内町富久	まで			

(ト)路肩の標準幅員

徳島県徳島市東沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.5メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
徳島県徳島市東沖洲	から	メートル(土工部)	
徳島県徳島市川内町富久	まで	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県徳島市 東沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島沖洲インター線	徳島県徳島市 東沖洲	立体接続	徳島沖洲インターチェンジ

(4)工事予算

119,965 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 3 月 21 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

133,060 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 131,891 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4)工事予算

10,308 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

昭和 62 年 3 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11,532 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 10,989 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号(油小路線)	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1,153 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 3 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,504 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1,444 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(郡山下ツ道JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

(4) 工事予算

24, 144 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日

平成 27 年 3 月 22 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,638 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 25,964 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線
(大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府摂津市三島一丁目	から
大阪府摂津市鶴野二丁目	まで

(ロ) 延長

大阪府摂津市三島一丁目	から	1.0	キロメートル
大阪府摂津市鶴野二丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
大阪府摂津市三島一丁目 から 大阪府摂津市鶴野二丁目 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府摂津市三島一丁目 から 大阪府摂津市鶴野二丁目 まで	80	1.0	付加車線事業

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府摂津市三島一丁目	から	4車線	4車線	付加車線事業
大阪府摂津市鶴野二丁目	まで			

(ト)路肩の標準幅員

大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	0.75×2	1.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.00メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
大阪府摂津市三島一丁目	から	メートル(土工部)	
大阪府摂津市鶴野二丁目	まで	1.50 メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

3,290 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 680 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 513 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線(春日JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

兵庫県丹波市春日町棚原

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道483号 (春日和田山道路)	兵庫県丹波市 春日町棚原	立体接続	春日ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

629 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

872 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 840 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(瀬戸JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県岡山市東区瀬戸町塩納

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道佐伯長船線	岡山県岡山市東区瀬戸町塩納	立体接続	瀬戸ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1,048 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,312 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1,259 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(五日市JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道佐伯1区380号線	広島県広島市 佐伯区五日市町大字石内	平面接続	五日市ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

943 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 323 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 275 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(多久IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

佐賀県多久市北多久町大字多久原

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道203号	佐賀県多久市 北多久町大字多久原	立体接続	多久インターチェンジ

(4) 工事予算

610 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

昭和 48 年 9 月 29 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

928 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 896 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(大分米良IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県大分市大字片島

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道10号	大分県大分市 大字片島	立体接続	大分米良インターチェンジ

(4) 工事予算

791 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 2 年 5 月 15 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 271 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 230 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(佐伯弥生PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

1,471 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

別 紙 1

平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日

令和 元 年 9 月 23 日 (上り線供用開始)

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,830 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1,792 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線
(和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

和歌山県御坊市野口	から
和歌山県田辺市稲成町	まで

(ロ) 延長

和歌山県御坊市野口	から	26.9	キロメートル
和歌山県田辺市稲成町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
和歌山県御坊市野口 から 和歌山県田辺市稲成町 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市野口 から 和歌山県田辺市稲成町 まで	80	26.9	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
和歌山県御坊市野口 和歌山県田辺市稲成町	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
和歌山県御坊市野口	から	3.00	メートル(土工部)	
和歌山県田辺市稲成町	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

108,551 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 和歌山県御坊市野口からから和歌山県日高郡印南町山口
平成 28 年 7 月 1 日

□ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 2 年 5 月 1 日

ハ 和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町
令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

イ 和歌山県御坊市野口からから和歌山県日高郡印南町山口
令和 3 年 12 月 18 日 (供用開始)
令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

□ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 12 年 3 月 31 日

ハ 和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町
令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

126,967 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 123,541 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道42号(湯浅御坊道路)
(和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道42号
(有料道路名 : 湯浅御坊道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

和歌山県御坊市野口	から
和歌山県有田郡有田川町天満	まで

(ロ) 延長

和歌山県御坊市野口	から	19.4	キロメートル
和歌山県有田郡有田川町天満	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
和歌山県御坊市野口 和歌山県有田郡有田川町天満	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市野口 和歌山県有田郡有田川町天満	から 80 まで	19.4	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
和歌山県御坊市野口 から 和歌山県有田郡有田川町天満 まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
和歌山県御坊市野口	から	3.00	メートル(土工部)	
和歌山県有田郡有田川町天満	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

109,124 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 25 年 7 月 12 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 12 月 18 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

115,128 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 114,395 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陰自動車道鳥取益田線(出雲IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の箇所

島根県出雲市知井宮町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道出雲インター線	島根県出雲市 知井宮町	立体接続	出雲インターチェンジ
一般国道9号 (出雲・湖陵道路)	島根県出雲市 知井宮町	平面接続	本線

(4)工事予算

1,726 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 2 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,948 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,861 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

沖縄自動車道(幸地IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

沖縄自動車道

(2) 工事の箇所

沖縄県中頭郡西原町字幸地

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道 幸地インター線	沖縄県 中頭郡西原町字幸地	立体接続	幸地インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,207 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,573 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,459 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(新名神大津スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大石龍門

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道 宇治田原大石東線	滋賀県大津市大石龍門	立体接続	新名神大津スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

434 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

504 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道1号(淀川左岸線延伸部)
(大阪府門真市三ツ島一丁目から大阪府大阪市鶴見区緑地公園まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号
(有料道路名 : 淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府門真市三ツ島一丁目	から
大阪府大阪市鶴見区緑地公園	まで

(ロ) 延長

大阪府門真市三ツ島一丁目	から	1.9	キロメートル
大阪府大阪市鶴見区緑地公園	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別紙 1

(ロ)道路の区分

設計区間		道路の区分	摘要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	第1種第3級
	大阪府門真市 大字葺島	まで	
II	大阪府門真市 大字葺島	から	第2種第2級
	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで	

(ハ)設計速度

設計区間		設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	80	0.8	
	大阪府門真市 大字葺島			
II	大阪府門真市 大字葺島	60	1.1	
	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園			

別 紙 1

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

- 3. 50メートル 大阪府門真市三ツ島一丁目から大阪府門真市大字葺島まで
- 3. 25メートル 大阪府門真市大字葺島から大阪府大阪市鶴見区緑地公園まで

(ヘ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	4車線	4車線	
	から 大阪府門真市 大字葺島			
II	大阪府門真市 大字葺島	4車線	4車線	
	から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園			

別 紙 1

(ト)路肩の標準幅員

- I 大阪府門真市
 三ツ島一丁目から大阪府門真市
 大字蕨島まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

大阪府門真市
II 大字葺島から大阪府大阪市
鶴見区緑地公園まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	メートル(土工部)
	大阪府門真市 大字葺島	まで	メートル(橋梁部)
			メートル(掘割部)

別 紙 1

設計区間		幅員	摘要
II	大阪府門真市 大字菟島	から	1. 75 メートル(土工部) 1. 75 メートル(橋梁部)
	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで	メートル(掘割部)

(又)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号 (第二京阪道路)	大阪府門真市 三ツ島一丁目	平面接続	本線
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市大字菟島 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二 丁目	立体接続	門真ジャンクション
主要地方道 八尾茨木線	大阪府門真市大字菟島	立体接続	門真西インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (淀川左岸線延伸部)	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	平面接続	本線(直轄・阪神高速)

(4)工事予算

61, 075 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 29 年 6 月 7 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

75, 925 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 72, 432 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道1号(油小路線)(京都南JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号
(有料道路名:油小路線)

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道 西宮線	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4)工事予算

30,829 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36,082 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 34,466 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(城陽スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

京都府城陽市富野長谷山

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 城陽スマートインター線(仮称)	京都府城陽市富野長谷山	立体接続	城陽スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

5,351 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 29 年 9 月 22 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,066 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道2号(第二神明道路)
(兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹から兵庫県神戸市西区平野町中津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号
(有料道路名 : 第二神明道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで

(ロ) 延長

兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から	6.2	キロメートル
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹 兵庫県神戸市西区平野町中津	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹 兵庫県神戸市西区平野町中津	から 80 まで	6.2	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹 から 兵庫県神戸市西区平野町中津 まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹から兵庫県神戸市西区平野町中津まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から	3.00	メートル(土工部)	
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	平面接続	永井谷ジャンクション
兵庫県道高速北神戸線 (阪神高速7号北神戸線)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	立体接続	永井谷ジャンクション
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 伊川谷町別府	立体接続	永井谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 櫛谷町菅野	立体接続	櫛谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 平野町向井	立体接続	平野東インターチェンジ(仮称)
一般国道175号	兵庫県神戸市西区 平野町下村	立体接続	平野西インターチェンジ(仮称)
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 平野町中津	立体接続	石ヶ谷ジャンクション(仮称)

(4)工事予算

75,696 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA181+05)
平成 30 年 5 月 1 日
- ロ 兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)
平成 30 年 9 月 1 日
- ハ 兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA148+40)から兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)
平成 30 年 5 月 1 日
- ニ 兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA134+80)から兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA148+40)
平成 30 年 9 月 1 日
- ホ 兵庫県神戸市西区伊川谷伊吹(STA119+04)から兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(134+80)
平成 30 年 5 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

83,347 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 79,411 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道10号(隼人道路)
(鹿児島県霧島市隼人町住吉から鹿児島県始良市加治木町反土まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(有料道路名 : 隼人道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鹿児島県霧島市隼人町住吉	から
鹿児島県始良市加治木町反土	まで

(ロ) 延長

鹿児島県霧島市隼人町住吉	から	7.3	キロメートル
鹿児島県始良市加治木町反土	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 から 鹿児島県始良市加治木町反土 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 から 鹿児島県始良市加治木町反土 まで	80	7.3	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 から 鹿児島県始良市加治木町反土 まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

鹿児島県霧島市隼人町住吉から鹿児島県始良市加治木町反土まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
鹿児島県霧島市隼人町住吉	から	3.00	メートル(土工部)
鹿児島県始良市加治木町反土	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

29,141 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 4 年 11 月 30 日 (隼人西～加治木間:4車線運用開始)

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32,283 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30,940 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))
(奈良県奈良市歌姫町から奈良県奈良市八条三丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号
(有料道路名 : 京奈和自動車道(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

奈良県奈良市歌姫町	から
奈良県奈良市八条三丁目	まで

(ロ) 延長

奈良県奈良市歌姫町	から	6.1	キロメートル
奈良県奈良市八条三丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 から 奈良県奈良市八条三丁目 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 から 奈良県奈良市八条三丁目 まで	80	6.1	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 奈良県奈良市八条三丁目	から まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

奈良県奈良市歌姫町から奈良県奈良市八条三丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
奈良県奈良市歌姫町	から	1.50	メートル(土工部)	
奈良県奈良市八条三丁目	まで	1.50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道24号 (京奈和自動車道(京奈道路))	奈良県奈良市歌姫町	平面接続	本線
一般国道24号	奈良県奈良市左京五丁目	立体接続	奈良北インターチェンジ(仮称)
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

78,223 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 奈良県奈良市歌姫町(STA6+00)から奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)まで
平成 30 年 5 月 1 日

ロ 奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)から奈良県奈良市八条三丁目(STA67+2 (予定)
6)まで
令和 9 年 10 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 15 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

96, 013 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 91, 578 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))
(奈良県奈良市八条三丁目から奈良県大和郡山市横田町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号
(有料道路名 : 京奈和自動車道路(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

奈良県奈良市八条三丁目	から
奈良県大和郡山市横田町	まで

(ロ) 延長

奈良県奈良市八条三丁目	から	6.3	キロメートル
奈良県大和郡山市横田町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 から 奈良県大和郡山市横田町 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 から 奈良県大和郡山市横田町 まで	80	6.3	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 から 奈良県大和郡山市横田町 まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

奈良県奈良市八条三丁目から奈良県大和郡山市横田町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
奈良県奈良市八条三丁目	から	1.50メートル(土工部)
奈良県大和郡山市横田町	まで	1.50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ(仮称)
一般国道24号	奈良県奈良市杏町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(北) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市美濃庄町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(南) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	大和郡山インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈和自動車道(大和御所道路))	奈良県大和郡山市横田町	平面接続	郡山下ツ道ジャンクション
西名阪自動車道	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

(4)工事予算

45,066 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 奈良県奈良市八条三丁目(STA67+26)から奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)まで (予定)
令和 7 年 4 月 1 日

ロ 奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)から奈良県大和郡山市横田町(STA130+32)まで
平成 30 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

56, 294 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 53, 726 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))
(長崎県北松浦郡佐々町沖田免から長崎県佐世保市大塔町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道497号
(有料道路名 : 西九州自動車道(佐世保道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から
長崎県佐世保市大塔町	まで

(ロ) 延長

長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から	16.9	キロメートル
長崎県佐世保市大塔町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 長崎県佐世保市大塔町	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 長崎県佐世保市大塔町	から 80 まで	16.9	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 長崎県佐世保市大塔町	から まで 4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

長崎県北松浦郡佐々町沖田免から長崎県佐世保市大塔町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から	3.00	メートル(土工部)	
長崎県佐世保市大塔町	まで	3.00および 2.25	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

125,595 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 7 年 1 月 29 日 (供用開始)長崎県佐世保市大黒町～長崎県佐世保市大塔町

令和 7 年 3 月 23 日 (供用開始)長崎県北松浦郡佐々町～長崎県佐世保市塩浜町

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

137,638 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 131,264 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(東温スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県東温市田窪

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 高速側道1号線 及び 市道 高速道路2号線	愛媛県東温市田窪	立体接続	東温スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2,622 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 23 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,052 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(小郡鳥栖南スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

佐賀県鳥栖市酒井東町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道鳥栖朝倉線(仮称)	佐賀県鳥栖市酒井東町	立体接続	小郡鳥栖南スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

4, 891 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 6 月 9 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,808 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から
滋賀県大津市上田上牧町	まで

(ロ) 延長

滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から	28.5	キロメートル
滋賀県大津市上田上牧町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室 滋賀県大津市上田上牧町	から 第1種第1級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室 滋賀県大津市上田上牧町	から 120 まで	28.5	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル、3.75メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室 から 滋賀県大津市上田上牧町 まで	6車線	6車線	6車線化

(ト)路肩の標準幅員

滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3.00×2	6.00	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	3.00×2	6.00	3.00	1.75	4.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	3.00×2	6.00	3.00	1.25	4.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から	4.50	メートル(土工部)	
滋賀県大津市上田上牧町	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道甲賀土山線	滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	立体接続	甲賀土山インターチェンジ
県道柑子塩野線	滋賀県甲賀市 甲南町新治	立体接続	甲南インターチェンジ
一般国道307号	滋賀県甲賀市 信楽町黄瀬	立体接続	信楽インターチェンジ

(4)工事予算

140,557 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

令和 元 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 3 月 29 日 (一部完成)

令和 5 年 3 月 30 日 (一部完成)

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

154, 191 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 147, 671 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道31号(広島呉道路)
(広島県安芸郡坂町横浜東から広島県呉市二河町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道31号
(有料道路名 : 広島呉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

広島県安芸郡坂町横浜東	から
広島県呉市二河町	まで

(ロ) 延長

広島県安芸郡坂町横浜東	から	12.2	キロメートル
広島県呉市二河町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
広島県安芸郡坂町横浜東	から	第1種第3級	道路構造令
広島県呉市二河町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県安芸郡坂町横浜東	から	80	12.2	
広島県呉市二河町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
広島県安芸郡坂町横浜東 広島県呉市二河町	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

広島県安芸郡坂町横浜東から広島県呉市二河町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
広島県安芸郡坂町横浜東	から	3.00	メートル(土工部)
広島県呉市二河町	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

88,771 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 7 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

102,606 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 97,915 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(阿波スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

徳島県阿波市市場町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道高速インター線(仮称)	徳島県阿波市市場町	立体接続	阿波スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3, 229 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 元 年 10 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,667 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道2号(広島岩国道路)(大竹西JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号
(有料道路名: 広島岩国道路)

(2) 工事の箇所

広島県大竹市御園

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道2号(岩国大竹道路)	広島県大竹市御園	立体接続	大竹西ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 276 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 223 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))(今治湯ノ浦IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道196号
(有料道路名:今治・小松自動車道(今治小松道路))

(2) 工事の箇所

愛媛県今治市長沢

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県 今治市長沢	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県 今治市長沢	立体接続	今治湯ノ浦インターチェンジ

(4)工事予算

3,496 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,216 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4,038 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線
(福井県大飯郡おおい町福谷から福井県小浜市鯉川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福井県大飯郡おおい町福谷	から
福井県小浜市鯉川	まで

(ロ) 延長

福井県大飯郡おおい町福谷	から	11.5	キロメートル
福井県小浜市鯉川	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福井県大飯郡おおい町福谷	から	第1種第3級	道路構造令
福井県小浜市鯉川	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県大飯郡おおい町福谷	から	80	11.5	
福井県小浜市鯉川	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福井県大飯郡おおい町福谷 福井県小浜市鯉川	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

福井県大飯郡おおい町福谷から福井県小浜市鯉川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
福井県大飯郡おおい町福谷	から	3.00	メートル(土工部)
福井県小浜市鯉川	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

20,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23,906 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 22,796 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(岡山県真庭市蒜山西茅部から鳥取県日野郡江府町佐川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岡山県真庭市蒜山西茅部	から
鳥取県日野郡江府町佐川	まで

(ロ) 延長

岡山県真庭市蒜山西茅部	から	15.3	キロメートル
鳥取県日野郡江府町佐川	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岡山県真庭市蒜山西茅部 鳥取県日野郡江府町佐川	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県真庭市蒜山西茅部 鳥取県日野郡江府町佐川	から まで	80	15.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岡山県真庭市蒜山西茅部 鳥取県日野郡江府町佐川	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

岡山県真庭市蒜山西茅部から鳥取県日野郡江府町佐川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
岡山県真庭市蒜山西茅部	から	3.00	メートル(土工部)
鳥取県日野郡江府町佐川	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

25,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29,942 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 28,552 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**四国縦貫自動車道
(徳島県阿波市土成町吉田から徳島県美馬市脇町拝原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

徳島県阿波市土成町吉田	から
徳島県美馬市脇町拝原	まで

(ロ) 延長

徳島県阿波市土成町吉田	から	18.8	キロメートル
徳島県美馬市脇町拝原	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田 徳島県美馬市脇町拝原	から 第1種第2級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田 徳島県美馬市脇町拝原	から 100 まで	18.8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田 徳島県美馬市脇町拝原	から まで 4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

徳島県阿波市土成町吉田から徳島県美馬市脇町拝原まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
徳島県阿波市土成町吉田	から	4.50メートル(土工部)	
徳島県美馬市脇町拝原	まで	4.50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

46,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

53, 598 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 51, 110 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**四国縦貫自動車道
(愛媛県伊予市稲荷から愛媛県喜多郡内子町内子まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

愛媛県伊予市稲荷	から
愛媛県喜多郡内子町内子	まで

(ロ) 延長

愛媛県伊予市稲荷	から	24.0	キロメートル
愛媛県喜多郡内子町内子	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
愛媛県伊予市稲荷 愛媛県喜多郡内子町内子	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛媛県伊予市稲荷 愛媛県喜多郡内子町内子	から 80 まで	24.0	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
愛媛県伊予市稲荷 愛媛県喜多郡内子町内子	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

愛媛県伊予市稲荷から愛媛県喜多郡内子町内子まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
愛媛県伊予市稲荷	から	3.00	メートル(土工部)	
愛媛県喜多郡内子町内子	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

100,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子まで
令和 2 年 5 月 1 日

別 紙 1

- 愛媛県伊予市稲荷から愛媛県伊予市中山町中山まで
令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

- イ 愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子まで
令和 12 年 3 月 31 日

- 愛媛県伊予市稲荷から愛媛県伊予市中山町中山まで
令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

121, 181 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 115, 638 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))
(鹿児島県日置市東市来町美山から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道3号
(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鹿児島県日置市東市来町美山	から
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで

(なお、事業着手する区間については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までとする。)

(ロ) 延長

鹿児島県日置市東市来町美山	から	6.1(2.3) キロメートル
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで	

※ ()内は、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山 から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山 から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 まで	100	6.1	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山 鹿児島県日置市伊集院町下谷口	から まで 4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町下谷口まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鹿児島県日置市東市来町美山	から	4.50	メートル(土工部)	
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで	4.50	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

32,933 百万円(消費税込み)

(うち、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事予算14,000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 12 年 3 月 31 日

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16,752 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 15,974 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(三木スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

兵庫県三木市加佐

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道加佐草加野線	兵庫県三木市	立体接続	三木スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,879 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 285 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(篠坂PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県笠岡市篠坂

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道篠坂スマートインターチェンジア クセス上り線及び市道篠坂スマートイ ンターチェンジアクセス下り線	岡山県笠岡市	立体接続	篠坂PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1,446 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,675 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(八本松スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県東広島市八本松町正力

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道正力西1号線	広島県東広島市	立体接続	八本松スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3,977 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,482 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線(観音寺スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道阿南四万十線

(2) 工事の箇所

香川県観音寺市古川町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道高速連絡1号線 市道高速連絡2号線	香川県観音寺市	立体接続	観音寺スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3,630 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,033 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(新富スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

宮崎県児湯郡新富町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道高鍋高岡線	宮崎県児湯郡新富町	立体接続	新富スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3,308 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,782 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(岡山県加賀郡吉備中央町西から岡山県高梁市有漢町有漢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岡山県加賀郡吉備中央町西	から
岡山県高梁市有漢町有漢	まで

(ロ) 延長

岡山県加賀郡吉備中央町西	から	12.9	キロメートル
岡山県高梁市有漢町有漢	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岡山県加賀郡吉備中央町西	から	第1種第3級	道路構造令
岡山県高梁市有漢町有漢	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県加賀郡吉備中央町西	から	80	12.9	
岡山県高梁市有漢町有漢	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岡山県加賀郡吉備中央町西 岡山県高梁市有漢町有漢	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

岡山県加賀郡吉備中央町西から岡山県高梁市有漢町有漢まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
岡山県加賀郡吉備中央町西	から	3.00	メートル(土工部)
岡山県高梁市有漢町有漢	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

25,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29,881 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 28,492 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(鳥取県日野郡江府町佐川から鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鳥取県日野郡江府町佐川	から
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで

(ロ) 延長

鳥取県日野郡江府町佐川	から	8.3	キロメートル
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
鳥取県日野郡江府町佐川 鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県日野郡江府町佐川 鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から まで 80	8.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
鳥取県日野郡江府町佐川 鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

鳥取県日野郡江府町佐川から鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
鳥取県日野郡江府町佐川	から	3.00	メートル(土工部)
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで		メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

26,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,693 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 29,266 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道9号(安来道路)
(鳥取県米子市陰田町から島根県安来市佐久保町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道9号
(安来道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鳥取県米子市陰田町	から
島根県安来市佐久保町	まで

(ロ) 延長

鳥取県米子市陰田町	から	6.6	キロメートル
島根県安来市佐久保町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
鳥取県米子市陰田町 島根県安来市佐久保町	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県米子市陰田町 島根県安来市佐久保町	から まで 100	6.6	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
鳥取県米子市陰田町 島根県安来市佐久保町	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

鳥取県米子市陰田町から島根県安来市佐久保町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鳥取県米子市陰田町	から	4.50	メートル(土工部)	
島根県安来市佐久保町	まで	4.50	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

29,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34,557 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 32,950 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道10号(椎田道路)
(福岡県築上郡築上町船迫から福岡県築上郡築上町上ノ河内まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(椎田道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福岡県築上郡築上町船迫	から
福岡県築上郡築上町上ノ河内	まで

(ロ) 延長

福岡県築上郡築上町船迫	から	6.6	キロメートル
福岡県築上郡築上町上ノ河内	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 から 福岡県築上郡築上町上ノ河内 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 から 福岡県築上郡築上町上ノ河内 まで	80	6.6	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 福岡県築上郡築上町上ノ河内	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

福岡県築上郡築上町船迫から福岡県築上郡築上町上ノ河内まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
福岡県築上郡築上町船迫	から	2.25メートル(土工部)	
福岡県築上郡築上町上ノ河内	まで	2.25メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

35,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41,817 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 39,873 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(大分県大分市宮河内から大分県臼杵市野田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大分県大分市宮河内	から
大分県臼杵市野田	まで

(ロ) 延長

大分県大分市宮河内	から	14.0	キロメートル
大分県臼杵市野田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大分県大分市宮河内	から	第1種第2級	道路構造令
大分県臼杵市野田	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大分県大分市宮河内	から	100	14.0	
大分県臼杵市野田	まで			

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
大分県大分市宮河内 大分県臼杵市野田	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

大分県大分市宮河内から大分県臼杵市野田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
大分県大分市宮河内	から	4.50メートル(土工部)	
大分県臼杵市野田	まで	4.50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

53,000百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

62,628 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 59,716 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県西都市岡富まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮崎県児湯郡高鍋町上江	から
宮崎県西都市岡富	まで

(なお、事業着手する区間については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までとする。)

(ロ) 延長

宮崎県児湯郡高鍋町上江	から	12.1(4.7) キロメートル
宮崎県西都市岡富	まで	

※ ()内は、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江	から	第1種第2級	道路構造令
宮崎県西都市岡富	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江	から	100	12.1	
宮崎県西都市岡富	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江 宮崎県西都市岡富	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県西都市岡富まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
宮崎県児湯郡高鍋町上江	から	4.50メートル(土工部)	
宮崎県西都市岡富	まで	4.50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

36,000百万円(消費税込み)

(うち、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事予算18,000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 13 年 3 月 31 日

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 503 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 503 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(黒丸スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県東近江市蛇溝町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道黒丸スマートインターチェンジ上り線 市道黒丸スマートインターチェンジ下り線	滋賀県東近江市蛇溝町	立体接続	黒丸スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2, 896 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 245 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線
(福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福井県小浜市岡津	から
福井県小浜市府中	まで

(ロ) 延長

福井県小浜市岡津	から	11.3	キロメートル
福井県小浜市府中	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福井県小浜市岡津 福井県小浜市府中	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市岡津 福井県小浜市府中	から まで 80	11.3	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福井県小浜市岡津 福井県小浜市府中	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
福井県小浜市岡津	から	3.00メートル(土工部)	
福井県小浜市府中	まで	3.00メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

61,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

76,389 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 72,971 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷から鳥取県米子市赤井手まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から
鳥取県米子市赤井手	まで

(ロ) 延長

鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から	9.3	キロメートル
鳥取県米子市赤井手	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 鳥取県米子市赤井手	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 鳥取県米子市赤井手	から 80 まで	9.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 鳥取県米子市赤井手	から まで 4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷から鳥取県米子市赤井手まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から	3.00	メートル(土工部)
鳥取県米子市赤井手	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

17,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21,419 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 20,461 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道広島浜田線
(広島県山県郡北広島町新庄から島根県浜田市旭町丸源まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道広島浜田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

広島県山県郡北広島町新庄	から
島根県浜田市旭町丸源	まで

(なお、事業着手する区間については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までとする。)

(ロ) 延長

広島県山県郡北広島町新庄	から	26.6(11.2) キロメートル
島根県浜田市旭町丸源	まで	

※ ()内は、広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
広島県山県郡北広島町新庄 島根県浜田市旭町丸原	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県山県郡北広島町新庄 島根県浜田市旭町丸原	から 80 まで	26.6	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
広島県山県郡北広島町新庄 から 島根県浜田市旭町丸原 まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

広島県山県郡北広島町新庄から島根県浜田市旭町丸原まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
広島県山県郡北広島町新庄	から	3.00	メートル(土工部)	
島根県浜田市旭町丸原	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

109,000 百万円(消費税込み)

(うち、広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの工事予算75,000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 14 年 3 月 31 日

(なお、上記については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

93,048 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 88,940 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(大分県津久見市大字下青江から大分県佐伯市大字上岡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大分県津久見市大字下青江	から
大分県佐伯市大字上岡	まで

(なお、事業着手する区間については大分県佐伯市弥生大字床木から大分県佐伯市大字上岡までとする。)

(ロ) 延長

大分県津久見市大字下青江	から	13.0(3.3) キロメートル
大分県佐伯市大字上岡	まで	

※ ()内は、大分県佐伯市弥生大字床木から大分県佐伯市大字上岡までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
大分県津久見市大字下青江 大分県佐伯市大字上岡	から 第1種第2級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大分県津久見市大字下青江 大分県佐伯市大字上岡	から 100 まで	13.0	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
大分県津久見市大字下青江 大分県佐伯市大字上岡	から まで 4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

大分県津久見市大字下青江から大分県佐伯市大字上岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
大分県津久見市大字下青江	から	4.50メートル(土工部)	
大分県佐伯市大字上岡	まで	4.50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

107,000百万円(消費税込み)

(うち、大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの工事予算37,000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 14 年 3 月 31 日

(なお、上記については大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

45, 253 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 43, 228 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(加計スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

広島県山県郡安芸太田町津浪

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道イロハ線及び町道津浪巡回線	広島県山県郡安芸太田町津浪	立体接続	加計スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1,871 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,185 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(霧島スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

鹿児島県霧島市国分広瀬

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道小村新田4号線	鹿児島県霧島市国分広瀬	立体接続	霧島スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,879 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 295 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

沖縄自動車道(池武当IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

沖縄自動車道

(2) 工事の箇所

沖縄県沖縄市知花

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道沖縄嘉手納線	沖縄県沖縄市知花	立体接続	池武当インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,455 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,974 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,840 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(西宮IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道西宮線
(西宮IC)

(2) 工事の箇所

兵庫県西宮市今津水波町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道43号(名神湾岸連絡線)	兵庫県西宮市	平面接続	本線
一般国道43号	兵庫県西宮市	立体接続	

(4)工事予算

2,500 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 13 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,822 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,693 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道43号(名神湾岸連絡線)
(兵庫県西宮市今津水波町から兵庫県西宮市今津社前町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道43号
(有料道路名:名神湾岸連絡線)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

兵庫県西宮市今津水波町	から
兵庫県西宮市今津社前町	まで

(ロ) 延長

兵庫県西宮市今津水波町	から	0.3	キロメートル
兵庫県西宮市今津社前町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
兵庫県西宮市今津水波町	から	第1種第2級 ランプ規格	道路構造令
兵庫県西宮市今津社前町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県西宮市今津水波町	から	40	0.3	
兵庫県西宮市今津社前町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県西宮市今津水波町	から	4車線	4車線	
兵庫県西宮市今津社前町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

兵庫県西宮市今津水波町から兵庫県西宮市今津社前町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	0.75	0.75	1.50	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
兵庫県西宮市今津水波町	から	メートル(土工部)	
兵庫県西宮市今津社前町	まで	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道西宮線	兵庫県西宮市今津水波町	平面接続	西宮インターチェンジ
一般国道43号(名神湾岸連絡線)	兵庫県西宮市今津社前町	平面接続	本線(阪神高速道路株式会社)

(4)工事予算

500 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 13 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

565 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 539 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線
(島根県松江市宍道町伊志見から島根県松江市乃白町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道尾道松江線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

島根県松江市宍道町伊志見	から
島根県松江市乃白町	まで

(なお、事業着手する区間については島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までとする。)

(ロ) 延長

島根県松江市宍道町伊志見	から	15.7(3.0) キロメートル
島根県松江市乃白町	まで	

※ ()内は、島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
島根県松江市宍道町伊志見 島根県松江市乃白町	から 第1種第2級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
島根県松江市宍道町伊志見 島根県松江市乃白町	から 100 まで	15.7	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
島根県松江市宍道町伊志見 から 島根県松江市乃白町 まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

島根県松江市宍道町伊志見から島根県松江市乃白町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
島根県松江市宍道町伊志見	から	4.50メートル(土工部)	
島根県松江市乃白町	まで	4.50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

64,000百万円(消費税込み)

(うち、島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までの工事予算18,000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、上記については島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23,023 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 21,993 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**四国縦貫自動車道
(徳島県美馬市美馬町から徳島県三好郡東みよし町足代まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

徳島県美馬市美馬町	から
徳島県三好郡東みよし町足代	まで

(なお、事業着手する区間については徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までとする。)

(ロ) 延長

徳島県美馬市美馬町	から	15.8(4.8) キロメートル
徳島県三好郡東みよし町足代	まで	

※ ()内は、徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
徳島県美馬市美馬町 徳島県三好郡東みよし町足代	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県美馬市美馬町 徳島県三好郡東みよし町足代	から 80 まで	15.8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
徳島県美馬市美馬町 徳島県三好郡東みよし町足代	から まで 4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

徳島県美馬市美馬町から徳島県三好郡東みよし町足代まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
徳島県美馬市美馬町	から	3.00	メートル(土工部)	
徳島県三好郡東みよし町足代	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

80,000 百万円(消費税込み)

(うち、徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までの工事予算26,000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33,294 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 31,804 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道10号(椎田道路)
(福岡県京都郡みやこ町皆見から福岡県築上郡築上町大字船迫まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(椎田道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福岡県京都郡みやこ町皆見	から
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで

(ロ) 延長

福岡県京都郡みやこ町皆見	から	2.3	キロメートル
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福岡県京都郡みやこ町皆見 福岡県築上郡築上町大字船迫	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県京都郡みやこ町皆見 福岡県築上郡築上町大字船迫	から 80 まで	2.3	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福岡県京都郡みやこ町皆見 福岡県築上郡築上町大字船迫	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

福岡県京都郡みやこ町皆見から福岡県築上郡築上町大字船迫まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
福岡県京都郡みやこ町皆見	から	2.25メートル(土工部)	
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで	2.25メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

7,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,479 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,100 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(鹿児島県曾於市末吉町深川から鹿児島県霧島市国分下井まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鹿児島県曾於市末吉町深川	から
鹿児島県霧島市国分下井	まで

(なお、事業着手する区間については鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までとする。)

(ロ) 延長

鹿児島県曾於市末吉町深川	から	22.5(7.1) キロメートル
鹿児島県霧島市国分下井	まで	

※ ()内は、鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
鹿児島県曾於市末吉町深川 鹿児島県霧島市国分下井	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県曾於市末吉町深川 鹿児島県霧島市国分下井	から まで 100	22.5	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県曾於市末吉町深川	から	4車線	4車線	4車線化
鹿児島県霧島市国分下井	まで			

(ト)路肩の標準幅員

鹿児島県曾於市末吉町深川から鹿児島県霧島市国分下井まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鹿児島県曾於市末吉町深川	から	4.50	メートル(土工部)	
鹿児島県霧島市国分下井	まで	4.50	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

133,000 百万円(消費税込み)

(うち、鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までの工事予算52,000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

62,754 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 59,946 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))
(長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷から佐賀県武雄市東川登町大字袴野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道497号
(西九州自動車道(武雄佐世保道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	から
佐賀県武雄市東川登町大字袴野	まで

(ロ) 延長

長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	から	9.5	キロメートル
佐賀県武雄市東川登町大字袴野	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 佐賀県武雄市東川登町大字袴野	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 佐賀県武雄市東川登町大字袴野	から まで	80	9.5	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 佐賀県武雄市東川登町大字袴野	から まで 4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷から佐賀県武雄市東川登町大字袴野まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	から	3.00	メートル(土工部)
佐賀県武雄市東川登町大字袴野	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

35,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

42,265 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 40,374 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(久留米南スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

福岡県久留米市高良内町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートインターチェンジ線(仮称)	福岡県久留米市高良内町	立体接続	久留米南スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3,799 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 6 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,488 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道9号(安来道路)(安来スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道9号
(安来道路)

(2) 工事の箇所

島根県安来市切川町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道安来道路接続北線(仮称) 市道安来道路接続南線(仮称)	島根県安来市飯島町 島根県安来市切川町	立体接続	安来スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

3,696 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,455 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

別紙 1 - 169 の次に次の別紙を加える。

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る

スマートICに関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	37,947百万円
H 2 4	42,569百万円
H 2 5	55,252百万円
H 2 6	79,077百万円
H 2 7	68,933百万円
H 2 8	83,973百万円
H 2 9	78,967百万円
H 3 0	82,732百万円
R 1	118,786百万円
R 2	178,237百万円
R 3	193,078百万円
R 4	145,080百万円
R 5	173,318百万円
R 6	255,869百万円
R 7	552,210百万円
R 8	191,494百万円
R 9	87,425百万円
R 1 0	70,643百万円
R 1 1	61,267百万円
R 1 2	52,470百万円
R 1 3	46,795百万円
R 1 4	48,886百万円
R 1 5	49,086百万円
R 1 6	51,765百万円
R 1 7	50,935百万円
R 1 8	51,916百万円
R 1 9	52,574百万円
R 2 0	53,575百万円
R 2 1	54,876百万円
R 2 2	54,766百万円
R 2 3	54,602百万円
R 2 4	54,508百万円
R 2 5	54,671百万円
R 2 6	53,990百万円
R 2 7	53,296百万円
R 2 8	53,689百万円
R 2 9	54,111百万円
R 3 0	54,774百万円
R 3 1	53,651百万円
R 3 2	54,337百万円
R 3 3	55,361百万円
R 3 4	55,930百万円
R 3 5	55,468百万円
R 3 6	55,462百万円
R 3 7	54,579百万円
R 3 8	55,406百万円
R 3 9	53,999百万円
R 4 0	54,488百万円
R 4 1	54,117百万円
R 4 2	54,161百万円
R 4 3	54,083百万円
R 4 4	54,109百万円
R 4 5	54,224百万円
R 4 6	54,400百万円
R 4 7	54,400百万円
R 4 8	54,400百万円
R 4 9	54,400百万円
R 5 0	54,400百万円
R 5 1	54,400百万円
R 5 2	54,400百万円
R 5 3	52,988百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までは実績値を、令和6年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	90,384百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

西日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H 2 6	17百万円
H 2 7	114百万円
H 2 8	276百万円
H 2 9	1,209百万円
H 3 0	1,065百万円
R 1	1,165百万円
R 2	540百万円
R 3	867百万円
R 4	1,177百万円
R 5	2,113百万円
R 6	1,006百万円
R 7	2,242百万円
R 8	3,700百万円
R 9	1,890百万円
R 1 0	2,303百万円
R 1 1	1,898百万円
R 1 2	1,250百万円
R 1 3	919百万円
R 1 4	693百万円
R 1 5	792百万円
R 1 6	891百万円
R 1 7	990百万円
R 1 8	0百万円
R 1 9	0百万円
R 2 0	0百万円
R 2 1	0百万円
R 2 2	0百万円
R 2 3	0百万円
R 2 4	0百万円
R 2 5	0百万円
R 2 6	0百万円
R 2 7	0百万円
R 2 8	0百万円
R 2 9	0百万円
R 3 0	0百万円
R 3 1	0百万円
R 3 2	0百万円
R 3 3	0百万円
R 3 4	0百万円
R 3 5	0百万円
R 3 6	0百万円
R 3 7	0百万円
R 3 8	0百万円
R 3 9	0百万円
R 4 0	0百万円
R 4 1	0百万円
R 4 2	0百万円
R 4 3	0百万円
R 4 4	0百万円
R 4 5	0百万円
R 4 6	0百万円
R 4 7	0百万円
R 4 8	0百万円
R 4 9	0百万円
R 5 0	0百万円
R 5 1	0百万円
R 5 2	0百万円
R 5 3	0百万円

(注1) 平成26年度から令和5年度までは実績値を、令和6年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構造物等分	
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(499,925百万円)	(69,628百万円)	(332,649百万円)	(107,706百万円)	(224,943百万円)
	510,013百万円	74,784百万円	357,283百万円	115,682百万円	241,601百万円
H 1 9	(509,334百万円)	(76,047百万円)	(363,317百万円)	(117,636百万円)	(245,681百万円)
	509,334百万円	79,849百万円	381,483百万円	123,517百万円	257,966百万円
H 2 0	(502,022百万円)	(75,381百万円)	(360,133百万円)	(116,605百万円)	(243,528百万円)
	485,996百万円	76,489百万円	365,426百万円	118,318百万円	247,108百万円
H 2 1	(399,934百万円)	(58,960百万円)	(281,681百万円)	(91,203百万円)	(190,478百万円)
	381,671百万円	61,193百万円	292,353百万円	94,659百万円	197,694百万円
H 2 2	(410,838百万円)	(61,473百万円)	(293,688百万円)	(95,091百万円)	(198,597百万円)
	403,375百万円	60,260百万円	287,895百万円	93,215百万円	194,680百万円
H 2 3	(395,853百万円)	(58,087百万円)	(277,511百万円)	(89,853百万円)	(187,658百万円)
	410,885百万円	45,466百万円	289,436百万円	78,667百万円	210,769百万円
H 2 4	(395,037百万円)	(58,201百万円)	(278,058百万円)	(90,030百万円)	(188,028百万円)
	424,597百万円	47,363百万円	301,509百万円	81,949百万円	219,560百万円
H 2 5	(397,607百万円)	(35,890百万円)	(228,473百万円)	(62,098百万円)	(166,375百万円)
	442,443百万円	41,477百万円	264,040百万円	71,765百万円	192,275百万円
H 2 6	(488,754百万円)	(47,742百万円)	(303,924百万円)	(82,605百万円)	(221,319百万円)
	557,169百万円	56,249百万円	358,080百万円	97,325百万円	260,755百万円
H 2 7	(489,117百万円)	(51,375百万円)	(327,049百万円)	(88,890百万円)	(238,159百万円)
	571,084百万円	61,589百万円	392,073百万円	106,564百万円	285,509百万円
H 2 8	(538,594百万円)	(46,825百万円)	(298,084百万円)	(81,018百万円)	(217,066百万円)
	570,996百万円	50,863百万円	323,788百万円	88,004百万円	235,784百万円
H 2 9	(546,571百万円)	(43,129百万円)	(274,555百万円)	(74,623百万円)	(199,932百万円)
	590,008百万円	60,380百万円	384,377百万円	104,472百万円	279,905百万円
H 3 0	(550,695百万円)	(29,626百万円)	(188,597百万円)	(51,260百万円)	(137,337百万円)
	602,493百万円	36,081百万円	229,687百万円	62,428百万円	167,259百万円
R 1	(558,517百万円)	(10,725百万円)	(68,278百万円)	(18,558百万円)	(49,720百万円)
	621,903百万円	18,073百万円	115,054百万円	31,271百万円	83,783百万円
R 2	(566,527百万円)	(20,526百万円)	(130,665百万円)	(35,514百万円)	(95,151百万円)
	490,291百万円	30,246百万円	192,543百万円	52,332百万円	140,211百万円
R 3	(493,165百万円)	(21,647百万円)	(137,806百万円)	(37,455百万円)	(100,351百万円)
	518,675百万円	32,583百万円	204,677百万円	56,377百万円	148,300百万円
R 4	(517,585百万円)	(5,395百万円)	(34,346百万円)	(9,335百万円)	(25,011百万円)
	567,421百万円	45,021百万円	282,804百万円	77,896百万円	204,908百万円
R 5	(462,541百万円)	(2,347百万円)	(14,944百万円)	(4,062百万円)	(10,882百万円)
	594,750百万円	42,713百万円	271,906百万円	73,903百万円	198,003百万円
R 6	(565,409百万円)	(3,048百万円)	(19,400百万円)	(5,273百万円)	(14,127百万円)
	605,875百万円	17,220百万円	109,622百万円	29,795百万円	79,827百万円
R 7	609,032百万円	4,003百万円	25,480百万円	6,925百万円	18,555百万円
R 8	556,872百万円	15,049百万円	95,801百万円	26,038百万円	69,763百万円
R 9	516,144百万円	24,740百万円	157,494百万円	42,806百万円	114,688百万円
R 1 0	514,404百万円	25,004百万円	159,177百万円	43,264百万円	115,913百万円
R 1 1	521,332百万円	20,287百万円	129,144百万円	35,101百万円	94,043百万円
R 1 2	515,209百万円	42,308百万円	269,330百万円	73,203百万円	196,127百万円
R 1 3	518,104百万円	42,926百万円	273,263百万円	74,272百万円	198,991百万円
R 1 4	517,883百万円	54,259百万円	345,407百万円	93,880百万円	251,527百万円
R 1 5	519,279百万円	55,141百万円	351,024百万円	95,407百万円	255,617百万円
R 1 6	534,145百万円	54,110百万円	344,462百万円	93,623百万円	250,839百万円
R 1 7	530,673百万円	56,245百万円	358,050百万円	97,316百万円	260,734百万円
R 1 8	522,609百万円	57,699百万円	367,308百万円	99,833百万円	267,475百万円
R 1 9	514,179百万円	56,741百万円	361,212百万円	98,176百万円	263,036百万円
R 2 0	505,275百万円	55,273百万円	351,867百万円	95,636百万円	256,231百万円
R 2 1	498,739百万円	55,205百万円	351,429百万円	95,517百万円	255,912百万円
R 2 2	489,937百万円	54,122百万円	344,534百万円	93,643百万円	250,891百万円
R 2 3	484,286百万円	53,438百万円	340,182百万円	92,460百万円	247,722百万円
R 2 4	478,207百万円	52,692百万円	335,433百万円	91,169百万円	244,264百万円
R 2 5	473,852百万円	52,129百万円	331,849百万円	90,195百万円	241,654百万円
R 2 6	465,979百万円	51,233百万円	326,143百万円	88,644百万円	237,499百万円
R 2 7	458,372百万円	50,371百万円	320,660百万円	87,154百万円	233,506百万円
R 2 8	454,017百万円	49,780百万円	316,893百万円	86,130百万円	230,763百万円
R 2 9	450,739百万円	49,318百万円	313,958百万円	85,332百万円	228,626百万円
R 3 0	443,107百万円	48,285百万円	307,378百万円	83,544百万円	223,834百万円
R 3 1	434,527百万円	47,356百万円	301,462百万円	81,936百万円	219,526百万円
R 3 2	427,597百万円	46,407百万円	295,421百万円	80,294百万円	215,127百万円
R 3 3	421,959百万円	45,576百万円	290,136百万円	78,858百万円	211,278百万円
R 3 4	413,594百万円	44,463百万円	283,048百万円	76,931百万円	206,117百万円
R 3 5	406,825百万円	43,677百万円	278,045百万円	75,571百万円	202,474百万円
R 3 6	400,015百万円	42,829百万円	272,647百万円	74,104百万円	198,543百万円
R 3 7	394,673百万円	42,274百万円	269,110百万円	73,143百万円	195,967百万円
R 3 8	386,211百万円	41,116百万円	261,741百万円	71,140百万円	190,601百万円
R 3 9	379,310百万円	40,431百万円	257,383百万円	69,956百万円	187,427百万円
R 4 0	372,087百万円	39,470百万円	251,265百万円	68,293百万円	182,972百万円
R 4 1	366,095百万円	38,770百万円	246,806百万円	67,081百万円	179,725百万円
R 4 2	357,759百万円	37,726百万円	240,158百万円	65,274百万円	174,884百万円
R 4 3	350,485百万円	36,829百万円	234,449百万円	63,722百万円	170,727百万円
R 4 4	343,440百万円	35,948百万円	228,840百万円	62,198百万円	166,642百万円
R 4 5	337,806百万円	35,231百万円	224,279百万円	60,958百万円	163,321百万円
R 4 6	332,093百万円	34,497百万円	219,607百万円	59,688百万円	159,919百万円
R 4 7	327,802百万円	33,963百万円	216,203百万円	58,763百万円	157,440百万円
R 4 8	323,518百万円	33,429百万円	212,804百万円	57,839百万円	154,965百万円
R 4 9	320,600百万円	33,065百万円	210,488百万円	57,210百万円	153,278百万円
R 5 0	314,947百万円	32,360百万円	206,003百万円	55,991百万円	150,012百万円
R 5 1	310,662百万円	31,826百万円	202,602百万円	55,066百万円	147,536百万円
R 5 2	306,379百万円	31,292百万円	199,204百万円	54,143百万円	145,061百万円
R 5 3	199,750百万円	18,183百万円	115,753百万円	31,461百万円	84,292百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和6年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643,757百万円) 660,282百万円
H 1 9	(652,624百万円) 655,944百万円
H 2 0	(644,959百万円) 622,483百万円
H 2 1	(547,669百万円) 523,929百万円
H 2 2	(566,717百万円) 553,587百万円
H 2 3	(546,542百万円) 567,040百万円
H 2 4	(549,281百万円) 584,334百万円
H 2 5	(552,462百万円) 602,823百万円
H 2 6	(647,514百万円) 722,404百万円
H 2 7	(658,713百万円) 747,267百万円
H 2 8	(715,852百万円) 755,413百万円
H 2 9	(725,342百万円) 776,033百万円
H 3 0	(740,067百万円) 799,265百万円
R 1	(755,303百万円) 826,242百万円
R 2	(774,383百万円) 690,403百万円
R 3	(711,255百万円) 743,877百万円
R 4	(744,166百万円) 801,443百万円
R 5	(697,166百万円) 836,347百万円
R 6	(803,510百万円) 852,036百万円
R 7	851,984百万円
R 8	797,145百万円
R 9	717,979百万円
R 1 0	717,445百万円
R 1 1	720,641百万円
R 1 2	716,112百万円
R 1 3	719,276百万円
R 1 4	718,693百万円
R 1 5	720,457百万円
R 1 6	729,892百万円
R 1 7	724,912百万円
R 1 8	715,962百万円
R 1 9	709,197百万円
R 2 0	702,344百万円
R 2 1	697,168百万円
R 2 2	688,245百万円
R 2 3	681,181百万円
R 2 4	674,115百万円
R 2 5	668,908百万円
R 2 6	660,126百万円
R 2 7	653,120百万円
R 2 8	646,060百万円
R 2 9	640,736百万円
R 3 0	632,021百万円
R 3 1	624,994百万円
R 3 2	617,970百万円
R 3 3	612,557百万円
R 3 4	603,837百万円
R 3 5	596,752百万円
R 3 6	589,683百万円
R 3 7	584,234百万円
R 3 8	575,656百万円
R 3 9	568,644百万円
R 4 0	561,578百万円
R 4 1	556,022百万円
R 4 2	547,534百万円
R 4 3	540,499百万円
R 4 4	533,458百万円
R 4 5	527,801百万円
R 4 6	521,989百万円
R 4 7	517,614百万円
R 4 8	513,250百万円
R 4 9	510,279百万円
R 5 0	504,513百万円
R 5 1	500,138百万円
R 5 2	495,746百万円
R 5 3	483,280百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段 () 内は計画値、下段は実績値を、令和6年度の上段 () 内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙8を次のとおり改める。

1. (2) ㉔ロ (イ) のうち、「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

1. (2) ㉕ハのうち、「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

1. (2) ㉖ロのうち、「京都縦貫自動車道（ただし、宮津天橋立インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間又は千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る。）」を「京都縦貫自動車道（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間においては、宮津天橋立インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間又は千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る。）」に、同ハのうち「令和6年4月6日」を「令和7年4月5日」に改める。

別添5のうち、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道30号）の次に、
「

京都府道路公社が管理する道路（山陰近畿自動車道）

京都府道路公社が料金徴収を開始する日から西日本高速道路株式会社が別に定める日まで

	与謝
宮津	天橋立
天橋立	6.1

」を加える。

別紙特1を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る 債務引受限度額

1. 先行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	滋賀県東近江市中小路町狐山(八日市インターチェンジを含まない)	兵庫県西宮市今津野田町
高速自動車国道 近畿自動車道 天理吹田線	奈良県天理市櫛本町	大阪府吹田市青葉丘北
高速自動車国道 近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府松原市別所町 和歌山県御坊市野口字野尻	和歌山県有田郡有田川町大字天満字 和歌山県田辺市稲成町字下組
高速自動車国道 近畿自動車道 敦賀線	兵庫県三木市吉川町金会	福井県小浜市府中(小浜インターチェンジを含む)
高速自動車国道 中国縦貫自動車道	大阪府吹田市青葉丘北	山口県下関市棕野町
高速自動車国道 山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市北区有野町二郎 広島県大竹市御園	広島県廿日市市宮内 山口県山口市黒川
高速自動車国道 山陽自動車道 宇部下関線	山口県宇部市大字東岐波	山口県下関市大字吉田地方
高速自動車国道 中国横断自動車道 姫路鳥取線	兵庫県たつの市揖西町土師	兵庫県たつの市新宮町角亀字畦畑
高速自動車国道 中国横断自動車道 岡山米子線	岡山県岡山市北区津寺	鳥取県米子市赤井手
高速自動車国道 中国横断自動車道 尾道松江線	島根県雲南市三刀屋町三刀屋	島根県松江市乃白町字迂り廻
高速自動車国道 中国横断自動車道 広島浜田線	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴	島根県浜田市高佐町
高速自動車国道 山陰自動車道 鳥取益田線	島根県松江市宍道町伊志見	島根県出雲市知井宮町
高速自動車国道 四国縦貫自動車道	徳島県徳島市川内町沖島	愛媛県大洲市新谷
高速自動車国道 四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県鳴門市撫養町木津	高知県須崎市吾井郷乙
高速自動車国道 四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県西予市宇和町稲生	愛媛県大洲市北只
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県北九州市門司区黒川東	鹿児島県鹿児島市田上
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県えびの市大字永山	宮崎県宮崎市清武町大字加納字山口甲

高速自動車国道 九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県長崎市早坂町	大分県大分市片島字長居ヶ迫
高速自動車国道 東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区大字堀越 大分県大分市片島字長居ヶ迫 宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内 鹿児島県曾於市末吉町深川	福岡県京都郡みやこ町皆見 大分県佐伯市大字上岡 宮崎県宮崎市清武町大字今泉字柳ヶ谷乙 鹿児島県霧島市隼人町住吉
高速自動車国道 関門自動車道	山口県下関市棕野町	福岡県北九州市門司区黒川東
高速自動車国道 沖縄自動車道	沖縄県名護市字幸喜	沖縄県那覇市首里崎山町
一般国道1号（京滋バイパス）	滋賀県大津市大江町	京都府久世郡久御山町森
一般国道2号（第二神明道路）	兵庫県神戸市須磨区月見山町 兵庫県神戸市垂水区名谷町入野	兵庫県明石市魚住町清水字鳥喰下 兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹
一般国道2号（広島岩国道路）	広島県廿日市市宮内	広島県大竹市御園
一般国道3号（南九州西回り自動車道 （市来～鹿児島西））	鹿児島県いちき串木野市大里	鹿児島県鹿児島市市田上
一般国道9号（安来道路）	鳥取県米子市陰田町	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷
一般国道9号（江津道路）	島根県江津市嘉久志町	島根県浜田市後野町
一般国道34号（長崎バイパス）	長崎県諫早市多良見町市布名 長崎県長崎市川平町	長崎県長崎市昭和 長崎県長崎市西山
一般国道42号（湯浅御坊道路）	和歌山県有田郡有田川町大字天満	和歌山県御坊市野口
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	京都府船井郡京丹波町字須知	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺
一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））	佐賀県武雄市東川登町大字袴野	長崎県佐世保市大塔町
一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））	長崎県佐世保市大塔町	長崎県佐世保市矢岳町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁更新	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	74 キロメートル	863,705 百万円	1,623,312 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	6 キロメートル	53,144 百万円	
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	155 キロメートル	70,491 百万円	
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	46 キロメートル	68,624 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	13,820 箇所	285,267 百万円	
トンネル修繕	本体 覆工	・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	46 キロメートル	127,907 百万円	

2. 後行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第4号に規定する後行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	滋賀県東近江市沖野	兵庫県西宮市今津曙町
高速自動車国道 近畿自動車道 天理吹田線	大阪府松原市大堀 大阪府吹田市青葉丘北	奈良県天理市櫛本町 大阪府大阪市鶴見区安田
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋神戸線	滋賀県甲賀市楽町黄瀬	滋賀県大津市牧
高速自動車国道 近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府堺市南区小代	和歌山県和歌山市加納
高速自動車国道 近畿自動車道 敦賀線	兵庫県三木市吉川町福吉	京都府舞鶴市祖母谷堂奥
高速自動車国道 中国縦貫自動車道	大阪府茨木市飛地(小坪井)	山口県下関市椋野上町
高速自動車国道 山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県姫路市飾東町佐良和 兵庫県三木市志染町大谷 岡山県倉敷市中庄	山口県山口市鑄銭司天神原 兵庫県神戸市西区見津が丘 岡山県都窪郡早島町早島下野, 金田の一部
高速自動車国道 中国横断自動車道 岡山米子線	岡山県総社市長良 岡山県真庭市中河内元定	岡山県加賀郡吉備中央町西大沢 鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷遊久の里
高速自動車国道 中国横断自動車道 広島浜田線	広島県広島市安佐北区安佐町飯室 広島県山県郡北広島町大字新庄	広島県広島市安佐南区伴西 島根県浜田市高佐町
高速自動車国道 四国縦貫自動車道	愛媛県四国中央市金生町下分	愛媛県大洲市東大洲
高速自動車国道 四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県大洲北只	愛媛県西予市宇和町卯之町
高速自動車国道 四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県鳴門市撫養町木津 徳島県板野郡藍住町東中富 愛媛県四国中央市金生町下分	愛媛県四国中央市金生町下分 徳島県三好市井川町西井川 高知県南国市領石
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県北九州市門司区黒川東	鹿児島県鹿児島市西陵
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県えびの市大字永山	宮崎県宮崎市大字本郷北方

高速自動車国道 九州横断自動車道 長崎大分線	佐賀県鳥栖市柚比町 佐賀県鳥栖市幡崎町	長崎県諫早市多良見町市布山中 大分県別府市大字鶴見
高速自動車国道 東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区志井公園 福岡県豊前市大字久路土 大分県大分市大字片島 宮崎県児湯郡都農町大字川北朝草 鹿児島県曾於市末吉町深川	福岡県京都市郡苅田町大字雨窪 大分県中津市三光下秣 大分県臼杵市大字野田 宮崎県宮崎市大字今泉上大久保 鹿児島県霧島市隼人町住吉
高速自動車国道 関門自動車道	山口県下関市棕野町	福岡県北九州市門司区黒川東
高速自動車国道 沖縄自動車道	沖縄県宜野湾市野嵩	沖縄県沖縄市上地
一般国道1号、一般国道478号(京滋バイパス)	滋賀県大津市神領	滋賀県大津市石山寺
一般国道2号(第二神明道路)	兵庫県神戸市須磨区高倉台 兵庫県神戸市垂水区舞多間西	兵庫県加古郡播磨町野添 兵庫県神戸市西区伊川谷町上脇
一般国道2号(広島岩国道路)	広島県廿日市市滝の下	広島県大竹市小方
一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))	熊本県八代市上片町	熊本県八代市敷川内町
一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))	鹿児島県いちき串木野市大里	鹿児島県鹿児島市武岡
一般国道9号(安来道路)	鳥取県米子市陰田町	島根県安来市佐久保町
一般国道10号(椎田道路)	福岡県京都郡みやこ町皆見	福岡県築上郡築上町大字上ノ河内
一般国道10号(宇佐別府道路)	大分県宇佐市大字山本	大分県杵築市大字久木野尾字西畑部
一般国道10号(隼人道路)	鹿児島県霧島市隼人町住吉	鹿児島県霧島市隼人町小浜
一般国道31号(広島呉道路)	広島県広島市南区向洋新町	広島県安芸郡坂町横浜中央
一般国道34号(長崎バイパス)	長崎県諫早市多良見町市布上市	長崎県長崎市平間町
一般国道42号(湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡広川町大字井関	和歌山県有田郡広川町大字上津木
一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))	愛媛県今治市長沢	愛媛県西条市丹原町願連寺
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	京都府南丹市桐ノ庄内林町	京都府亀岡市篠町夕日ヶ丘
一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))	長崎県佐世保市卸本町	長崎県佐世保市大黒町
一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))	佐賀県武雄市東川登町大字袴野宇土手	長崎県佐世保市卸本町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、後行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	6 キロメートル	59,045 百万円	298,103 百万円
	桁	・橋梁(PC橋)の上部構造(桁)の架替え ・橋梁(PC橋)の上部構造の補修、補強(充填材の再注入、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	18 キロメートル	94,721 百万円	
土工・舗装	舗装	・舗装(路盤)の更新(高耐久化) ・上記に付随する舗装(表層・基層)及び路面標示等の取替え	342 キロメートル	93,212 百万円	
	切土	・土構造物(切土)の構造変更(ボックスカルバート化、押え盛土等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	1 箇所	10,055 百万円	
	盛土	・土構造物(盛土)の更新(盛土材の置換等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	- キロメートル	- 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	105百万円
H 2 8	7,861百万円
H 2 9	9,756百万円
H 3 0	13,246百万円
R 1	11,164百万円
R 2	32,061百万円
R 3	62,030百万円
R 4	59,630百万円
R 5	77,373百万円
R 6	210,363百万円
R 7	523,839百万円
R 8	243,752百万円
R 9	129,325百万円
R 1 0	142,246百万円
R 1 1	196,408百万円
R 1 2	22,368百万円
R 1 3	25,981百万円
R 1 4	32,725百万円
R 1 5	26,841百万円
R 1 6	47,299百万円
R 1 7	27,530百万円
R 1 8	6,815百万円
R 1 9	5,412百万円
R 2 0	7,286百万円

(注1) 平成27年度から令和5年度までは実績値を、令和6年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和7年 3月24日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 高 松 勝

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 芝 村 善 治